

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年12月まで
② 昭和42年4月から43年3月まで

ねんきん特別便によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。当時、役場から未納分を納付勧奨され、役場窓口で一括納付したので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る未納分について、役場窓口で一括納付したと主張しているが、納付したとする金額は不明であり、納付時期についての記憶も、申立人が結婚した昭和44年11月より前の時期とするだけで、申立期間当時の具体的な納付状況が不明である。

また、A町役場が作成した申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄には、昭和36年4月から41年3月までの各月欄に「時効消滅」の印が押印されていることから、申立人が町役場へ行き、国民年金に関する何らかの手続を行ったのは、41年3月分の保険料が時効により納付できなくなる43年5月以降44年11月より前の時期と思料されるが、この時期においては、昭和43年度に保険料の申請免除が行われていることが確認できるものの、第1回特例納付が行われる以前であり、申立期間の保険料はその大半が時効により納付できないほか、申立人の申述はあいまいであり、証言も得られないことから、申立人が過年度納付を行ったものと推認できる事情も得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間について保険料を一括納付したとする周辺事情も見当たらない。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者名簿検認記録欄の昭和37年4月

から同年6月までの期間については、検認印と「時効消滅」印が重ねて押印されていることが確認でき、当該期間の保険料が還付された形跡もうかがえず、役場の年金記録の管理に不適切な状況がうかがえることから、検認印が押印されている37年4月から同年6月までの期間については、保険料の納付があったものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨厚生年金 事案 171

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、平成3年4月から4年2月までの期間の標準報酬月額を41 万円に訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成4年9月から5年9月までは41 万円、同年10月から6年9月までは38 万円、同年10月から8年8月までは41 万円、同年9月から同年11月までは36 万円、同年12月から9年3月までは41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から4年3月1日まで
② 平成4年9月28日から9年4月30日まで
③ 平成9年5月1日から14年2月11日まで

私は、A社では月額約41 万円、B社及びC社では月額約30 万円前後の給与をもらっていた。社会保険庁の記録によると、私の標準報酬月額が実際の給与金額より低くなっており、間違っているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係るA社における標準報酬月額は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成4年3月1日以降の同月18日に、3年4月に遡^{そきゅう}及して41 万円から26 万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る当該事業所における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から4年2月までは41 万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申

立期間に係るB社における標準報酬月額は、当初、平成4年9月から5年9月までは41万円、同年10月から6年9月までは38万円、同年10月から8年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月から9年3月までは41万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月30日以降の同年5月8日に、4年9月から6年10月までは8万円、同年11月から9年3月までは9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る当該事業所における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年9月から5年9月までは41万円、同年10月から6年9月までは38万円、同年10月から8年8月までは41万円、同年9月から同年11月までは36万円、同年12月から9年3月までは41万円に訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録において、C社における申立人に係る標準報酬月額は、資格取得当初より20万円で届け出られており、その記録に訂正処理等が行われた形跡は認められない上、元役員は「申立人は、取締役であり経理部長として給与計算及び社会保険事務を掌握する立場にあった。」と証言しているところ、申立人は複数回にわたる算定基礎届の提出を行っていたことがうかがえることをふまえると、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該業務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和31年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については9,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年7月1日から同年9月1日まで

私は学校卒業後、父の経営する会社に就職し、事務や販売を担当していたところ、昭和31年に厚生年金保険加入について役所から指導があったことから、私を含む7人の従業員が同年7月から加入した記憶があり、事実、厚生年金保険被保険者証には、資格を取得した日が同年7月1日と記載されている。しかしながら、社会保険庁の記録では、資格取得年月日が同年9月1日とされ、申立期間が空白になっていることは納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことを推認することができる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、資格取得日が共に昭和31年7月1日と記載されており、それは社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録と一致していることから、事業主は同日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

一方、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日が昭和31年7月1日から同年9月1日へと訂正されているが、訂正理由や訂正年月日の記載も無く、社会保険事務所も

訂正に係る経緯を不明としている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の資格取得年月日は訂正されていないことを踏まえると、合理的な理由に基づく事務処理であったとは認められない。

さらに、申立人の同僚6人の厚生年金保険被保険者記録についても、申立人と同様に不自然な資格取得年月日の訂正が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得に係る記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は訂正処理が行われる以前の昭和31年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和31年9月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和31年7月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から同年9月1日まで

私は申立期間当時、父が経営する会社に勤めており、昭和31年に厚生年金保険加入について役所から指導があったことから、私を含む7人の従業員が、同年7月から加入したことを覚えている。事実、厚生年金保険被保険者証には、資格を取得した日が同年7月1日と記載されている。しかしながら、社会保険庁の記録では、資格取得年月日が同年9月1日とされ、申立期間が空白になっていることは納得がいかないため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹及び元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間において、A社に勤務していたことを推認することができる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証及び事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、資格取得日が共に昭和31年7月1日と記載されており、それは社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の記録と一致していることから、事業主は同日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

一方、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得年月日が昭和31年7月1日から同年9月1日へと訂正されているが、訂正理由や訂正年月日の記載も無く、社会保険事務所も

訂正に係る経緯を不明としている上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票の資格取得年月日は訂正されていないことを踏まえると、合理的な理由に基づく事務処理であったとは認められない。

さらに、申立人の同僚6人の厚生年金保険被保険者記録についても、申立人と同様に不自然な資格取得年月日の訂正が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格取得に係る記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の資格取得日は訂正処理が行われる以前の昭和31年7月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和31年9月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

山梨厚生年金 事案 174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 11 月に、A 社（現在は、B 社）C 支店 D 事業所に人夫として採用され、21 年 4 月から常備人夫として正社員に登用された。社会保険庁の記録では 24 年 1 月 1 日が資格取得日となっており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した退職証明書、申立人が所持する社員手帳及び雇用保険の加入記録から、申立人が当該事業所に昭和 22 年 11 月 1 日に採用されたことは確認できるものの、申立人が主張する 20 年 11 月の人夫としての採用及び 21 年 4 月の常備人夫としての登用の記録が確認できない。

また、申立期間当時の同僚 2 人は、厚生年金保険に加入したのは入社してから約 2 年後であったと証言していることから、当該事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、A 社に昭和 20 年 11 月に人夫として採用され、21 年 4 月には常備人夫として正社員に登用されたと主張しているが、B 社は、当時の資料が無く、人夫及び常備人夫など当時の臨時的雇用の取扱いについては不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。